

## 広域行政機構法（仮称）の骨子（案）

### 1 目的

広域行政機構の運営の基本その他の制度の基本となる事項を定め、広域行政機構が国の地方支分部局の権限の移譲を受けて行う事務及び事業の効率的かつ効果的な実施を図り、もって住民の福祉の向上並びに地域社会及び地域経済の健全な発展に資することを目的とする。

※国の出先機関が抱える弊害を解消するとともに、これからの超高齢社会における効率的かつ効果的な資源配分を行うため、地域の代表者（知事、議員）により構成される広域行政機構を設置し、地域ニーズへの迅速・的確な対応や住民ガバナンスの強化、二重行政の無駄を廃した事務執行を図る。これをより迅速かつ円滑に実現するため、広域行政機構においては、出先機関の事務・権限・人員・財源等を「丸ごと」包括的に受入れる（出先機関の原則廃止）。

### 2 機構の設置及びその機能

○都道府県は、国の地方支分部局の権限の移譲を受けて当該事務を共同で処理するため、機構を設置することができる。

※機構の法的性格・位置づけ

地方自治法上の特別地方公共団体の一類型（ただし、広域連合のような事務持ち寄り型の「組合」とは違うもの）として新たに位置づけることを想定。

○国は、法律で定める区域に係る地方支分部局ごとに、その地方支分部局の権限に属する事務の全部を、法令で定めるところにより、機構に移譲するものとする。

※機構の管轄区域及び処理する事務については、法令で定める。

（機構設立→事務・権限移譲の申請→区域・所掌事務の法定 という流れを想定）

### 3 機構の組織

#### （1）知事連合会議（仮称）

機構の執行機関として、機構を組織する都道府県の知事による合議制の知事連合会議を置く。

※現在の国の出先機関の組織・人員を「丸ごと」機構の組織として取り込んだ上で、知事連合会議のメンバーである各県知事が各部門を分担して執行することを想定するが、その方法など詳細な執行体制のあり方については機構の条例等に委ねることとしてはどうか。

## (2) 議会代表者会議（仮称）

- ・ 機構の議事機関として議会代表者会議を置く。

※議会代表者会議の組織、定数、議員の選出方法等については、構成団体の議会の議決を経て定めることを想定。

## (3) 監査

機構が処理する事務の公正さと能率を確保するため、財務管理等に優れた識見を有する者による包括的な外部監査制度を導入する。

## **4 機構の権能**

- 知事連合会議は、機構の事務を管理し及び執行する。
- 議会代表者会議は、条例の制定・改廃、予算、決算認定などを議決する。
- 機構は、議会代表者会議の議決を経て、内閣総理大臣に対し、地方支分部局の権限を機構に移譲するよう要請することができる。国は、その要請が実現するよう努めなければならないものとする。

※財源確保に関する協議などのための「国と機構の協議の場」の設置についても想定。

## **5 財政上の措置**

- 国は、機構が事務を執行するのに要する経費の財源について、必要な措置を講じなければならない。
- 機構は、国の財源措置の算定に用いる必要な資料を内閣総理大臣に提出するものとする。
- 機構は、国の財源措置に不服がある場合には、内閣総理大臣に意見書を提出することができる。内閣総理大臣は、意見の申出を受けたときは、これに遅滞なく回答するものとする。

## **6 住民の関与**

機構の構成団体の区域内に選挙権を有する者による直接請求制度及び住民による住民監査・住民訴訟制度を導入する。

## **7 その他**

- 機構の職員の身分：地方公務員とすることを想定
- 機構と構成団体との関係：構成団体からの独立性の高いものとする必要